

きたかみの 未来を創る 教育のあり方

令和6年3月

北上市立学校適正配置の在り方検討委員会

きたかみの 未来を創る 教育のあり方

目 次

はじめに	1
第1 北上市教育の目指す姿	2
1 変化の時代	2
2 北上市教育の目指す姿	3
第2 市立小中学校の状況	5
1 北上市の人口の推移	5
2 児童・生徒数の推移	5
3 学校施設の状況	7
第3 望ましい学校環境	8
1 これからの子ども達に求められる資質・能力	8
2 教育環境によるメリット・デメリット	8
3 望ましい学校環境	11
第4 望ましい学校環境とする上での留意点	12
1 変化に対する配慮	12
2 保護者を含めた地域住民の理解と協力	12
3 協議を進める際の留意事項	12
<b>【資料】</b>	
資料1 学校規模に関する国及び県の基準	14
資料2 関連リンク集	14

はじめに

現代社会は、少子化・人口減少、グローバル化の進展、さらに、温暖化や大規模災害、新型コロナウイルスの脅威、ウクライナやイスラエルでの紛争、貧困と格差問題など、様々な社会課題が見られます。このように変化が激しく先行きが不明の社会現実に対して、これからの社会を生きていく子ども達のために教育の果たす役割はますます重要となっています。特に、中央教育審議会の答申「次期教育振興基本計画について」（令和5年3月8日）でも示されるように、「多様性」と「包摂性」といった、大人も含め子ども達がお互いに多様性を尊重し、誰もが違いを乗り越えて共に生きる社会の実現に向けた教育のあり方、さらに一人一人のニーズに合わせた教育資源の配分を行うという「公平、公正」の考え方を教育に反映させることが求められています。いわゆる頭文字を取ったDE&I（Diversity, Equity and Inclusion）の考え方の重視です。この考えを実現するための教育のあり方として、すでに「令和の日本型学校教育」が示されており（令和3年1月26日の中央教育審議会答申）、そこでは、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現も提起されています。

また、先の令和5年の中央教育審議会答申を始め、2030年を見据えたOECDの教育のあり方に関する提言を我が国の教育にも取り入れる動きが進んでいます。OECDでは、個人と社会のウェルビーイング（Well-being）の実現に向けて、児童生徒のエージェンシー（社会的な文脈の中で、変革を起こすために目標を設定し、振り返りながら責任ある行動をとる能力）を育てるための教育ビジョンをラーニングコンパス（学びの羅針盤）として提起しています。そして、このエージェンシーを育てるために、「新しい価値を創造する力」、「対立やジレンマを克服する力」、「責任ある行動を取る力」という三つの力の育成を提言しています（OECD “Future of Education and Skills 2030, Conceptual learning framework: Learning Compass 2030” [2019年5月]）。この考え方は、わが国の今期の教育振興基本計画にも取り入れられ、現在の教育政策の中に反映されつつあります。

一方で、わが国では、成年年齢や選挙権年齢が18歳に引き下げられ、若者の積極的な社会参画の実現も求められています。わが国では1994年に批准された国連の「子どもの権利条約」の精神を反映させた「こども基本法」（令和5年4月施行）が成立し、「子どもの最善の利益」を最優先にした教育施策の策定や教育のあり方が求められているところです。予測できない未来に向けて、「持続可能な社会の創り手」という学習指導要領前文に定められた目指すべき姿を実現するためにも、子ども達に、エージェンシーとして将来の社会を創造していく力を育成すること、子ども達の利益を最優先にした教育施策の策定、教育環境の整備が求められます。

本提言は、以上のような状況を鑑み、北上市の児童生徒数の現状と今後の推移、子ども達がこれからの社会を生きていくために求められる資質・能力を踏まえ、教育の機会均等および教育における公平・公正の実現、ならびに多様性の尊重、包摂性の確保に資する教育のあり方を示すものです。

## 第1 北上市教育の目指す姿

### 1 変化の時代

世界は、地球温暖化やそれに伴う環境の変化、人工知能（AI）など新たなテクノロジーの進展による産業構造の変化、国と地域によって事情が異なる人口動態の変化、欧州や中東などで発生した紛争が示す世界の分断化、これらがもたらす社会の不安定化など、VUCA（Volatility:変動性、Uncertainty:不確実性、Complexity:複雑性、Ambiguity:曖昧性）の時代と呼ばれる大きな変革期を迎えております。

日本においても時代の変化は例外ではありません。特に、少子高齢化による人口減少の影響は著しく、令和5年1月1日時点の住民基本台帳調査によると、統計開始以来で初めて全ての都道府県で自然増減率が前年対比で人口が減少しています。同調査によると、秋田県、青森県、岩手県の北東北三県は、0～14歳割合や人口減少率が全国の上位3位を占めるなど、国内においても減少スピードが早いエリアとなっています。

これらの時代の変化に対応するため、教育も進化する必要があります。

文部科学省においては、教育課程の基準となる学習指導要領を改訂後、第4期教育振興基本計画（計画期間：令和5～9年度）を策定し、めまぐるしく変化する社会で、一人一人が社会の担い手となること、社会全体のウェルビーイング※の向上を目指し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実がより図られるなど、学校の求められる学び方も大きく変わってきております。

このような流れの中、小中一貫教育の推進、コミュニティ・スクールの取り組み、教師の働き方改革、中学校部活動の地域移行など、教育活動を発展させながらも、新たな手法で教育を維持・発展しようという動きが全国的に加速してきています。

※「ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。」出典：「次期教育振興基本計画について（答申）」令和5年3月8日中央教育審議会

## 2 北上市教育の目指す姿

社会環境が大きく変化する中で、将来を担う子ども達が、心身ともに健やかに成長するためには、社会全体が子どもの成長を支え育むとともに、子ども達には、取り巻く環境や社会の本質を見抜き、互いに支え合う力を身に付けることが求められています。

こうした状況を踏まえ、北上市教育委員会では令和3年度に北上市教育振興基本計画を改訂し、施策の推進を図っております。

ー以下、北上市教育振興基本計画抜粋ー

### 基本目標

「未来に向かい 自ら学び 地域を互いに支える人づくり」

「未来に向かい」

人口減少、少子高齢化などによる社会構造の変化、意欲的に活躍する高齢者の増加などによるくらしの変化、生活の様々な分野におけるデジタル技術の導入などによる情報化社会の加速、社会環境の変化は、これまで以上に大きく早くなっており、その環境変化に対する課題を明らかにし、未来に対応できる教育を進める必要があります。

「自ら学び」

変わりゆく社会環境に対応するためには、社会環境の変化に関する新たな知識を手に入れ、自らの考え方、生き方を模索する必要があり、そのためにも、主体的で生涯を通じた学びが重要となります。

「地域を互いに支える」

すべての世代における教育は、学校や家庭を含む地域一体で取り組む必要があり、その地域を担う人づくりが必要となります。

一方で、年齢、性別、障がいや病気の有無、国籍等を問わない多様性が当たり前の社会、持続可能な社会の実現には、互いを尊重した人と人との関係構築、パートナーシップが不可欠であり、互いに支え合う考え方を育てる必要があります。

### 基本方針

「郷土に誇りを持ち、未来に向かう人づくり」

郷土を愛し、未来を切り拓き、人生を輝かせる力を備えた人づくりに向けて、子ども達たちが時代の変化に対応し、しっかりと生き抜く力の基礎を身に付けることができる学校教育を目指し、幼児・児童生徒一人ひとりの成長に応じた最適な教育環境を幼稚園・学校・家庭・地域が協力して提供します。

【SDGs（持続可能な開発目標）との連動】



## 基本方針2 すべての人が活躍できる環境づくり

いつでも誰でも生涯学習、文化芸術及びスポーツを楽しむことができる環境の整備を推進することにより、郷土愛の醸成と地域の活性化につなげるとともに、生涯学習やスポーツ活動に自主的・主体的に関わっていく社会を形成します。



### 基本施策

#### 施策1 変化する社会を生き抜く「知・徳・体」の育成

国籍、心身の状態、家庭環境等を問わず、すべての幼児・児童生徒の「知・徳・体」を育てるため、豊かな自然、伝統ある郷土文化等、地域の様々な資源を生かし、市内教育機関との連携強化を図りながら、連続性のある学校教育を展開します。

また、学校給食による食育を推進し、子ども達が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質や能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全な生活を送る基礎を培います。

#### 施策2 最適な教育環境の構築

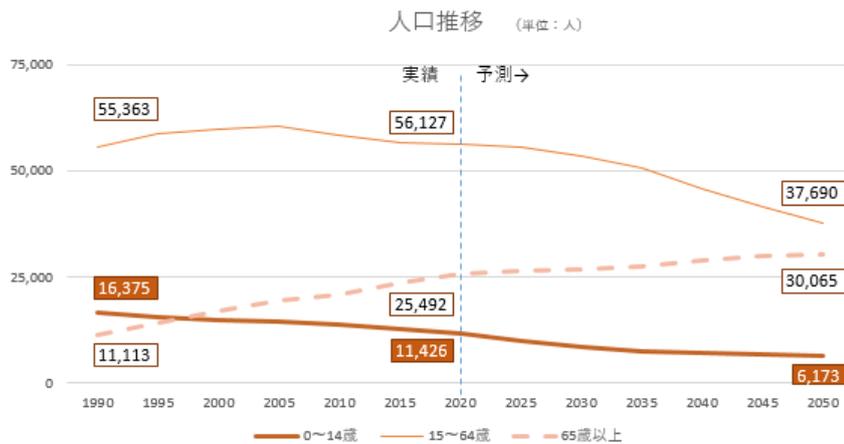
安全で安心な質の高い教育環境を整備するとともに、社会に開かれた学校づくりを進め、地域全体で子ども達の学びを支える環境を整えていくため、学校と地域の連携・協働体制を構築します。

## 第2 市立小中学校の状況

### 1 北上市の人口の推移

北上市の総人口は、旧北上市、旧和賀町、旧江釣子村が合併した平成3年以降順調に増加していましたが、平成20年（2008年）の94,911人をピークに減少に転じて以降、減少傾向となっています。年齢区分別では、平成9年（1997年）を境に老年人口（65歳以上）を年少人口（0～14歳）が下回っており、令和5年度の年少人口は10,730人と過去最低となっています。

【図表1 北上市年齢3区分別人口（人）】



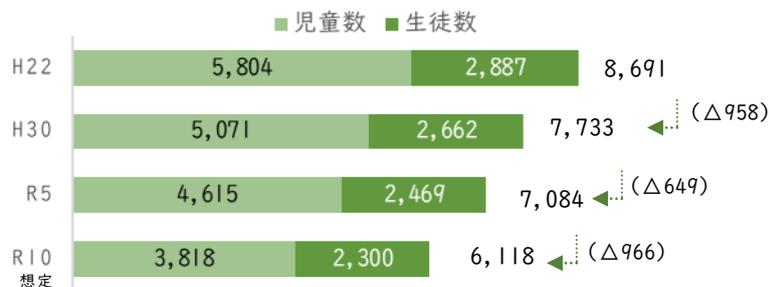
出典：実績「国勢調査」、予測「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」国立社会保障・人口問題研究所

### 2 児童・生徒数の推移

北上市の児童生徒数は少子化の進展から、年々減少幅が拡大しています。出生数から求める児童生徒数計は、平成22年度実績8,691人から令和10年度推計6,118人まで減少していくと見込まれます。

また、学級数でみた場合、学校教育法施行規則に定める基準（12学級から18学級）を下回る学校は、小学校で6校、中学校で6校となっており、複式学級や入学者数0の学校が発生するなど、小規模化が加速しています。

【図表2-1 児童生徒数推移（人）】



※R10 想定は、学校教育課提供「令和6年度以降の児童生徒数調べ」から作成

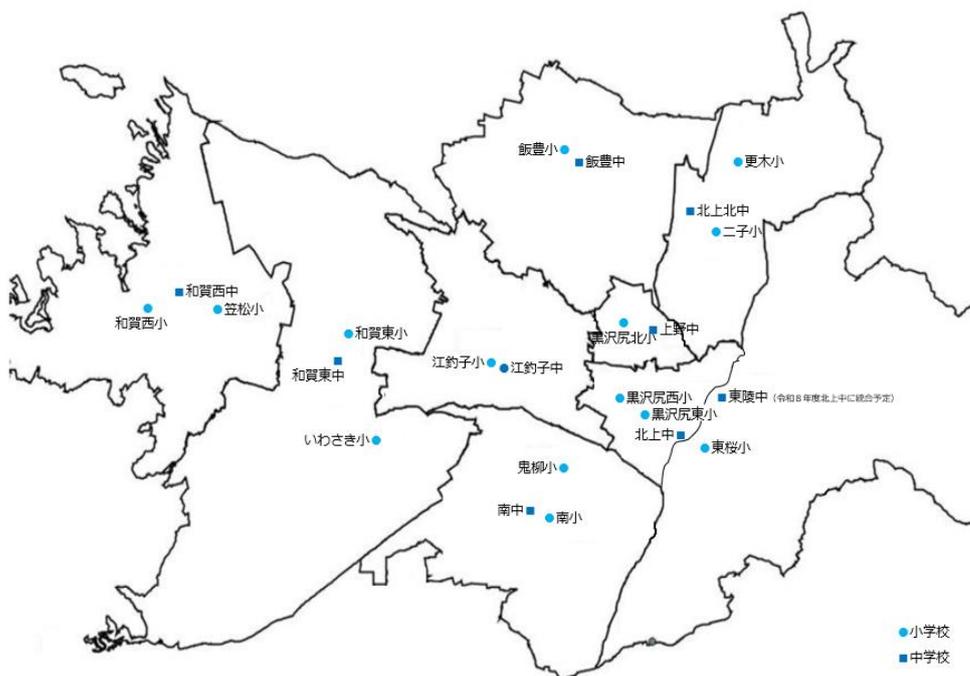
【図表 2 - 2 学校別児童生徒数推移（人）】

小学校	H30	R5	R10 想定 ※ 1	中学校	H30	R5	R10 想定 ※ 1
黒沢尻北小	813	731	624	上野中	404	390	349
黒沢尻東小	740	720	595	北上中 ※ 2	569	585	555
黒沢尻西小	430	391	378				
東桜小	231	192	142	東陵中 ※ 2	108	95	96
飯豊小	551	524	436	飯豊中	316	277	260
二子小	216	190	159	北上北中	127	130	112
更木小	54	32	13				
南小	515	470	313				
鬼柳小	269	290	253	南中	460	386	409
江釣子小	648	558	544	江釣子中	336	307	271
和賀東小	320	285	199	和賀東中	231	222	185
いわさき小	115	93	62				
笠松小	87	82	62	和賀西中	111	77	63
和賀西小	82	57	38				
合計	5,071	4,615	3,818	合計	2,662	2,469	2,300

※ 1 学校教育課提供「令和 6 年度以降の児童生徒数調べ」から作成

※ 2 北上中学校及び東陵中学校は、令和 8 年度統合予定

【図表 2 - 3 市立学校位置図（中学校区）】



### 3 学校施設の状況

市内全学校において、すべての学校で耐震化工事は完了していますが、公共施設の長寿命化のため、計画的に大規模改修などを行い教育環境の改善と耐久性の確保を図っていく必要があります。

【図表3 学校毎建築年（R5年現在）】

学校名称	建築年	建築経過年数 ※R5年時点						
		10	20	30	40	50	60	70
黒沢尻北小学校 ※1	S54							
黒沢尻東小学校	S44							
黒沢尻西小学校	S43							
東桜小学校	R4							
飯豊小学校	S59							
二子小学校	S55							
更木小学校	S60							
南小学校	S52							
鬼柳小学校	S62							
江釣子小学校	S49							
和賀西小学校	H3							
笠松小学校	R3							
いわさき小学校	H19							
和賀東小学校	H12							
上野中学校	S58							
北上中学校 ※2	S34							
東陵中学校 ※2	H6							
飯豊中学校 ※3	S51							
北上北中学校 ※4	S34							
南中学校 ※5	S45							
江釣子中学校	S53							
和賀西中学校 ※6	S45							
和賀東中学校	S48							

■…大規模改修、長寿命化工事完了年度

※1…長寿命化工事完了予定(令和9年度)

※2…校舎新築工事完了予定(令和7年度)

※3…長寿命化工事完了予定(令和7年度)

※4…西側\_普通教室棟・特別教室棟新築(平成2年度)

※5…南側\_普通教室棟新築(平成22年度)

※6…南側\_管理棟新築(昭和62年度)、北側\_普通教室棟・特別教室棟新築(平成14年度)

### 第3 望ましい学校環境

#### 1 これからの子ども達に求められる資質・能力

##### (1) 求められる資質・能力

文部科学省が定める学習指導要領では、変化の激しい時代を生き抜くために子ども達に身に付けさせたい資質・能力として三つの柱に整理されています。

- ・学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性」など
- ・実際の社会や生活で生きて働く「知識及び技能」
- ・未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力」など



出典：文部科学省「平成29・30・31年改訂学習指導要領リーフレット」

##### (2) 資質・能力を伸ばすために

学習指導要領では、授業改善の視点から「主体的・対話的で深い学び」を目指した取り組みを特に重視しています。具体的には、子ども達が日々の学びの中でひとつひとつの知識が繋がり、「わかった」「おもしろい」などと思える体験を通じ、主体性を育むほか、周りの人達と共に考え、学び、新しい発見や豊かな発想が生まれる授業を想定しています。また、運動会や文化祭のような特別活動などを通じ、実生活や実社会で活用できる汎用的な力をつけることも重視しています。

前例を恐れず、社会とのかかわりを持ちながら、挑戦を続けることができる環境を整備することが重要と考えられています。

#### 2 教育環境によるメリット・デメリット

##### (1) 規模ごとのメリット・デメリット

文部科学省資料では、学級数が少ないことによる学校運営上の課題として、  
図表4のとおり、メリット・デメリットを示しております。

【図表4 学級数が少ないことによる学校運営上の課題（文部科学省資料）】

小規模校のメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>①一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい</li> <li>②意見や感想を發表できる機会が多くなる</li> <li>③様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる</li> <li>④運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える</li> <li>⑤教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、ICT機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能である</li> <li>⑥異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる</li> <li>⑦地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい</li> <li>⑧児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる</li> <li>⑨複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる</li> </ul>
小規模校のデメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>①クラス替えが全部又は一部の学年でできない</li> <li>②クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない</li> <li>③加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい</li> <li>④クラブ活動や部活動の種類が限定される</li> <li>⑤運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる</li> <li>⑥男女比の偏りが生じやすい</li> <li>⑦上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる</li> <li>⑧体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる</li> <li>⑨班活動やグループ分けに制約が生じる</li> <li>⑩協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる</li> <li>⑪教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる</li> <li>⑫生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける</li> <li>⑬児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる</li> <li>⑭教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる</li> </ul>
複式学級	<ul style="list-style-type: none"> <li>①教員に特別な指導技術が求められる</li> <li>②複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい</li> <li>③単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある</li> <li>④実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる</li> <li>⑤兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある</li> </ul>

出典：文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」

(2) デメリットを解消する主な手法

文部科学省資料によると、教育環境のデメリットを解消する手法として、学校の統廃合、小中一貫型小学校・中学校（併設型、分離型）、義務教育学校、通学区域の変更（学区の再編）があげられています。

なお、通学区域の変更は、小規模校と大規模校が隣接する場合に有効とされますが、在学生の扱い、新たな学区と学校の位置関係、行政区や地域コミュニティへの影響などの慎重な検討が必要な手法となっております。

【図表5 小中一貫制度の概要（文部科学省資料）】

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校	
		中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者	—	同一の設置者	異なる設置者
修業年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年	
組織・運営	一人の校長、 一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織 小学校と中学校における教 育を一貫して施すためにふ さわしい運営の仕組みを整 えることが要件 ※	
免許	原則小学校・中学校の両免許状 を併有 ※ 当分の間は小学校免許状で前 期課程、中学校免許状で後期課 程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること	
教育課程	・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成		
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○
	指導内容の入替え・移行	○	×
施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型		
設置基準	前期課程は小学校設置基準、 後期課程は中学校設置基準を準 用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用	
標準規模	18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下	
通学距離	おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内	
設置手続き	市町村の条例	市町村教育委員会の規則等	

- ※ ① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する  
② 学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする  
③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる

出典：文部科学省「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」

### 3 望ましい学校環境

子ども達が、将来の予測困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていくためには、主体性、リーダーシップ、想像力、課題設定能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを育む環境が必要とされており、これらの資質・能力は、授業などで培われる個人で育む要素と、他者との関わりの中で育まれる要素の両面から一体的に向上させていくことが必要とされています。

#### ① 個人が獲得・達成する資質・能力を育む

前述の図表4のとおり、小規模校のメリット・デメリットが示されていますが、一定規模の学校における他の児童・生徒との関わりの中で育まれていく部分や、多様な考え方、価値観と出会う中で得る学びも重要とされています。「こども基本法」の目的にあわせ、次の時代の社会を担う全ての子ども達が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として、等しく健康やかに成長する環境を可能な限り持続的に確保することが望ましいとされています。

#### ② 人とのつながり・関係性を育む

子ども達は集団の中で多くの友人や様々な考え方に触れ、多様な人間関係の中で主体性や社会性を培い、互いに磨き合いながら成長していきます。また、多様な学習活動や学校行事・クラブ活動を展開するためには一定規模以上の児童生徒数があることが望ましいとされています。

なお、誰もが相互に人格と個性を尊重しあえる共生社会の実現のためには、個別最適な支援を受けながらも可能な限り共に学習したり生活したりするような「協働的な学び（「交流及び共同学習」など）」を充実させることが大切とされています。

これらのことから、変化する社会に必要な資質・能力を育むため、文部科学省資料では、「義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保すること」が重要と捉えております。

## 第4 望ましい学校環境とする上での留意点

### 1 変化に対する配慮

地球沸騰化やテクノロジーの進展は、人類がこれまでに経験したことの無い速さで進んでいます。加えて、日本の少子高齢化と人口減少は、戦争以外では世界が経験したことの無い速さで進んでおり、北上市においても例外ではありません。求められる資質・能力が変化する中、未来の子ども達に時代に合わせた教育環境を提供し続けるため、子ども達の学びと育ちの一体的な推進はますます重要となります。

そのことから、長期にわたって子ども達が最適な教育環境の中で学び・育つことができるよう、広範な検討が重要と考えます。

### 2 保護者を含めた地域住民の理解と協力

まずは教育環境整備の観点から、学校教育の主役である児童生徒の保護者や、就学前児童の保護者の声を重視する必要があります。その上で、保護者を含めた地域住民が一体となって、「子どもの学びと育ち」にはどんな教育環境が最適かを常に立ち戻りながら対話を深め、教育と地域づくりの両面から結論を見出す必要があります。

### 3 協議を進める際の留意事項

#### (1) 子ども達の教育環境への配慮

子ども達の教育環境を検討するにあたっては、主役である子ども達が新たな教育環境に適応でき、新しい人間関係が構築できるよう配慮することが最も重要です。そのため、子どもの意見を尊重すると共に、保護者を含めた地域住民の連携及び協力した取り組みが重要となります。

#### (2) 計画の策定

北上市で育つ子ども達への持続的で豊かな教育環境を第一に考え、全市的視点に立ち、計画策定を行う必要があります。なお、議論にあたっては、様々な視点での発言が出るかと思いますが、常に「子どもの学びと育ち」に立ち戻りながら計画策定する必要があります。また、内容や計画期間は、北上市教育振興基本計画などと整合を取る必要があると考えます。

#### (3) 地域説明会の開催

社会に開かれた学校づくりを進め、地域全体で子ども達の学びと育ちを支える環境を整えていくため、保護者を含めた地域住民が学校の「子どもの学びと育ち」の場としての教育環境の変化について理解するとともに、それぞれの学校の現状

把握を行う必要があります。そのために、子ども達にとってどのような手段があり、持続的な教育環境のためにどの形態が最適かなど、保護者を含めた地域住民の理解を深める必要があります。

#### (4) 地域協議会の設置

解決すべき課題は学校によって異なるため、まずは保護者を含めた地域住民が主体となり、学習会やワークショップなど様々な手法により、現状と将来予測を踏まえて話し合う必要があります。その上で、子ども達に持続的で適正な教育環境を実現するため、子ども達や保護者の意見を尊重しつつ、地域住民の意見を踏まえながら方向性を出すことが求められます。なお、地域協議での検討には相応の時間が必要なため、なるべく早期に協議を開始することが望ましいと考えます。

## 【資料】

### 資料Ⅰ 学校規模に関する国及び県の基準

#### Ⅰ 国の基準

- ・ 1校の標準学級数は、小学校及び中学校共に「12学級以上18学級以下」。

(学校教育法施行規則第41条及び第79条)

- ・ 1学級の児童又は生徒数は下表のとおり。

(公立義務教育学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条)

学校の種類	学級編制の区分	1学級の児童又は生徒の数
小学校(義務教育学校の前期課程を含む。次条第2項において同じ。)	同学年の児童で編制する学級	35人
	2の学年の児童で編制する学級	16人(第1学年の児童を含む学級にあっては、8人)
	学校教育法第81条第2項及び、第3項に規定する特別支援学級(以下この表及び第7条第1項第5号において単に「特別支援学級」という。)	8人
中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。)	同学年の生徒で編制する学級	40人
	2の学年の生徒で編制する学級	8人
	特別支援学級	8人

#### 2 岩手県の基準

- ・ 岩手県における、1学級当たりの児童又は生徒の数は共に35人。

(岩手県公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員配当基準)

#### 3 「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き(平成27年1月27日文部科学省)」抜粋 ※以下、「手引き」という

##### ①望ましい学級数の考え方(手引き:9頁)

- こうしたことを踏まえて望ましい学級数を考えた場合、小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上(6学級以上)であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上(12学級以上)あることが望ましいものと考えられます。

- 中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年

2学級以上(6学級以上)が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。

②通学距離による考え方(手引き：15頁)

○これらを踏まえれば、徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4km以内、中学校で6km以内という基準はおおよその目安として引き続き妥当であると考えられます。その上で、各市町村においては、通学路の安全確保の状況や地理的な条件に加え、徒歩による通学なのか、一部の児童生徒について自転車通学を認めたり、スクールバスを導入したりするのかなども考慮の上、児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた適切な通学距離の基準を設定することが望まれます。

③通学時間による考え方(手引き：15頁)

○以上のようなことを総合的に勘案した場合、適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられます。

## 資料2 関連リンク集

- ・文部科学省「[公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引](#)」平成27年1月27日
- ・文部科学省「[小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引](#)」平成28年12月26日
- ・閣議決定「[教育振興基本計画](#)」令和5年6月16日
- ・文部科学省「[平成29・30・31年改訂学習指導要領\(本文・解説\)](#)」
- ・中央教育審議会答申「『[令和の日本型学校教育](#)』の構築を目指して-すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現」令和3年1月
- ・中央教育審議会答申「[次期教育振興基本計画について](#)」令和5年3月8日
- ・学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議「[新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について](#)」令和4年3月
- ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「[特別支援教育リーフ Vol.11 交流及び共同学習の授業づくり](#)」令和5年12月
- ・北上市「[第3次北上市教育大綱](#)」令和5年8月
- ・北上市教育委員会「[北上市教育振興基本計画](#)」令和3年3月
- ・OECD(経済協力開発機構)「[OECD Learning Compass 2030 仮訳](#)」令和2年3月